

1. 件名：三菱原子燃料（株）加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案の調査状況に係る面談
2. 日時：令和4年3月31日（木）13時30分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
寒川首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、永井主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官  
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門  
小澤安全管理調査官、有田安全審査官  
東海・大洗原子力規制事務所  
片岸事務所長、松沢原子力運転検査官  
三菱原子燃料（株）  
大和矢代表取締役社長 他5名

## 5. 要旨

○令和4年3月10日に三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）と実施した加工施設分析設備の施工に係る不適合事案に関する面談にて、原子力規制庁から指摘した事項について、事業者から資料に基づき説明があった。主な内容は以下のとおり。

- Q1-1（組織としての体制の見直し）について
  - ・「組織の関与」については、根本原因分析（以下「RCA」という。）により「組織要因」の洗い出し、当該要因に対し対策を進めているが、当該対策は過去に実施した検査の信頼性の証明には至らないと判断している。
  - ・従って、体制及び検査条件を見直した上で、ほとんどの検査項目について再検査（再確認）を実施し、当該信頼性の証明に代えたいと考えている。
- Q1-2（2号検査）について
  - 2号検査についても、各検査員へのインタビューによる調査をし、その結果、全ての2号検査結果の信頼性は高いと判断しているが、念のため、抜取りで検査記録を再確認する。
- Q1-3（今後の再検査についての考え方）について
  - ・火災感知設備及び誘導灯については、一部の設備が不適切な状況にあるが、これらのうち設工認申請／工事段階の問題であったと評価され、増設／移設／撤去復旧したものについては、再検査を実施する。
  - ・当該設備のうち、設工認（1次～4次）に係る使用前事業者検査については、検査員へのインタビューによる調査の結果、信頼性があるものと考えているが、念のため、自主的に抜取りでの確認を行う。
- 他-2（全体スケジュール）について

全体スケジュールの完了時期は検討中であるが、不適合等の対策を着実に実施すべく、自主的な監査を実施したうえで自主検査を実施する計画である。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- 事業者が実施する使用前事業者検査について、原子力規制庁は今後もその実施内容に対して原子力規制検査を実施することになるため、使用前事業者検査の詳細な全体スケジュールを提示すること。
- 令和4年2月14日の面談資料「分析設備関連 施工に関する調査状況について」にこれまでの面談結果を反映し、説明すること。
- これまでの面談で説明を受けた事項を含め、当該不適合事象に関する今後の原子力規制検査においては、事業者が改善した内容及びその有効性について、自ら使用前事業者検査の3号検査（QMSに係る検査）にて確認していることを確認する。また、個別の設備等に対する使用前事業者検査（1号の構造・強度・漏えい検査及び2号の機能・性能検査）の内容確認も実施する。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：分析設備関連 NRA殿ご質問事項への回答

以上